

令和3年4月24日

第二地区まちづくり協議会総会議案

(1) 第1号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会事業報告について

(2) 第2号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会決算報告について

(3) 第3号議案

令和3年度 第二地区まちづくり協議会事業計画について

(4) 第4号議案

令和3年度 第二地区まちづくり協議会予算について

(5) 第5号議案

第二地区まちづくり協議会規約の改正について

第1号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会 事業報告

1. 総会・会議

| | |
|-----------|-----------|
| ○総会（文書総会） | 令和2年4月19日 |
| ○運営会議 | 1回 |
| ○常任委員会 | 2回 |

2. 事業の実施

(1) 総務・広報部会

| | |
|--------------------|---------|
| 総務・広報部会 | 1回 |
| 広報誌「ふるさとの風だより」編集会議 | 2回 |
| 広報誌「ふるさとの風だより」発行 | 17号（3月） |
| 第二小新入学生入学祝い記念品 | 令和2年4月 |
| 敬老の日慶祝贈り物事業 | 令和2年9月 |
| 「命のカプセル」配布事業 | 通年 |
| 高齢者サロン支援 | 通年 |

(2) 公民館部会

| | |
|----------|-------|
| 公民館部会 | 年3回 |
| 公民館だより発行 | 毎月12回 |
| クラブ代表者会議 | 3回 |
| 文化講座 | |

（スマホ教室3回 歴史講座2回

元気アップ体操2回、みんなで歌って元気アップ2回

第二の人生かがやき塾3回)

| | |
|--------------|---------------|
| グラウンド・ゴルフ大会 | 令和2年10月11日 |
| 芸能大会 | 令和2年10月29日 |
| C・Cリング大会 | 令和2年11月8日 |
| 新春早朝歩こう会 | 令和3年1月3日 |
| 公民館まつり 作品展示会 | 令和3年2月12日～14日 |

(3) 福祉部会

会議・ミーティング

5回

地域福祉教育活動

令和2年10月16日（昔の遊び） 2年生

11月26日キッズ認知症サポーター養成講座 6年生

令和3年1月21日（手作り凧揚げ） 4年生

2月18日（昔の遊び） 3年生

友愛訪問

令和3年 2月

(4) 防犯・防災部会

防犯灯新設・又はLEDへの更新事業

12基

防災訓練

令和2年10月4日

第2号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会 収支決算報告

収入

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 収入内容 |
|--------|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 繰越金 | 441,597 | 441,597 | 前年度繰越金 |
| 会費 | 145,000 | 147,800 | 1,478世帯×100円 |
| 市交付金 | 2,008,000 | 2,002,000 | 市一般事業交付金 1,604,000 敬老事業交付金 398,000 |
| 助成金 | 400,000 | 448,200 | 社会福祉協議会 |
| 自治連交付金 | 10,000 | 8,849 | 自治会連合会地域振興費 |
| 事業参加費 | 170,000 | 31,500 | 公民館保険料負担金 |
| 雑収入 | 8,403 | 9 | 利息 |
| 収入合計 | 3,183,000 | 3,079,955 | |

支出

(単位：円)



| 科目 | 予算額 | 決算額 | 支出内容 |
|--------|-----------|-----------|------------------------------|
| 人件費 | 600,000 | 618,825 | 事務員賃金 |
| 会議費 | 10,000 | 3,900 | お茶代等 |
| 消耗品費 | 50,000 | 68,743 | 事務用品、消毒液、消耗品等 |
| 備品購入費 | 100,000 | 379,150 | パソコン、パワードミキサー、プリンター、サーモグラフィ等 |
| 活動費 | 2,223,000 | 1,375,717 | 各部会活動費 |
| 総務広報部会 | 510,000 | 553,042 | |
| 公民館部会 | 830,000 | 343,562 | |
| 福祉部会 | 383,000 | 183,977 | |
| 防犯防災部会 | 500,000 | 295,136 | |
| 雑費 | 100,000 | 85,066 | 光回線接続費ほか |
| 予備費 | 100,000 | 0 | |
| 支出合計 | 3,183,000 | 2,531,401 | |

収入合計 3,079,955円 - 支出合計 2,531,401円 = 繰越額 548,554円

令和2年度、第二地区まちづくり協議会収支決算について監査を実施したところ、関係諸表簿・証拠書類とも正確であり、適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月 8 日

監事

角谷忠夫 川瀬信一 

活動費内訳

総務広報部会

(単位：円)

| 事業名 | 予算額 | 決算額 | 支出内訳 |
|-----------------|---------|---------|----------------------------------|
| まちづくり協議会広報誌発行事業 | 110,000 | 143,427 | 「ふるさとの風だより」(8ページ)発行 印刷費、デジタル素材集等 |
| 敬老の日・長寿祝い贈り物 | 350,000 | 391,091 | 敬老の日 新米こしひかり、一口羊羹 |
| 小学校新入学祝い | 20,000 | 15,004 | 傘、文房具等 |
| 命のカプセル配布事業 | 0 | 0 | 命のカプセルの追加配布 |
| 高齢者サロン運営補助事業 | 30,000 | 3,520 | 高齢者サロン運営補助(コロナ禍で縮小) |
| 合計 | 510,000 | 553,042 | |

公民館部会

(単位：円)

| 事業名 | 予算額 | 決算額 | 支出内訳 |
|-------------|---------|---------|----------------------------|
| ふれあい街中ハイキング | 70,000 | 0 | コロナ禍で中止 |
| 芸能大会 | 80,000 | 73,285 | CDプレイヤー、参加賞品、プリント代等 |
| 文化祭 | 150,000 | 0 | コロナ禍で中止 |
| 新春早朝歩こう会 | 20,000 | 3,747 | お茶、サージカルマスク等 |
| スポーツフェスティバル | 200,000 | 109,118 | 参加賞品等 |
| 社会見学 | 120,000 | 0 | コロナ禍で中止 |
| 文化講座 | 30,000 | 21 | 消毒液(イエローシート差額分) |
| 公民館保障保険料 | 60,000 | 93,080 | 公民館登録クラブ保険料(負担金31,500円を含む) |
| 公民館部会雑費 | 100,000 | 64,311 | 事務用品、消毒液等 |
| 合計 | 830,000 | 343,562 | |

福祉部会

(単位：円)

| 事業名 | 予算額 | 決算額 | 支出内訳 |
|-------------|---------|---------|--------------|
| 健康と生活講座 | 30,000 | | コロナ禍で中止 |
| 高齢者福祉施設視察研修 | 40,000 | | コロナ禍で中止 |
| 長寿をたたえる集い | 140,000 | | コロナ禍で中止 |
| お一人暮らしお楽しみ会 | 140,000 | | コロナ禍で中止 |
| 友愛訪問事業 | 80,000 | 112,000 | お茶、つくだ煮 |
| 地域児童福祉教育 | 50,000 | 47,773 | 凧、玩具、収納コンテナ等 |
| 福祉部会雑費 | 30,000 | 24,204 | お茶、事務用品 |
| 合計 | 510,000 | 183,977 | |

防犯・防災部会

(単位：円)

| 事業名 | 予算額 | 決算額 | 支出内訳 |
|----------|---------|---------|--------------|
| 防犯・防災講演会 | 20,000 | 0 | コロナ禍で中止 |
| 防犯灯設置工事 | 251,000 | 243,430 | LED防犯灯12基整備 |
| 掲示板設置工事 | 35,000 | 0 | 申請無し |
| 自主避難訓練 | 77,000 | 51,706 | 参加記念品（布マスク）等 |
| 合計 | 383,000 | 295,136 | |

令和3年度 第二地区まちづくり協議会 事業計画

1. 総会・会議

- | | |
|----------|---------|
| ○総会 | 4月中・下旬 |
| ○運営委員会 | 随時 2回程度 |
| ○部会代表者会議 | 随時 |

2. 事業の実施

(1) 総務・広報部会

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 広報誌の発行・HP開設 | 2回、本協議会のHPによる発信開始 |
| まちづくり計画の改訂作業 | 8月～ 自治会活動を含む新しいまちづくり計画への改訂作業 |
| 第二小学校新入生入学祝い | 4月初旬 |

(2) 公民館部会

- | | |
|-------------|-------------------|
| ふれあい街中ハイキング | 6月頃 |
| スポーツフェスティバル | 2回 誰もが楽しめるスポーツ競技 |
| 芸能大会 | 10月頃 公民館クラブの成果発表会 |
| 文化祭 | 11月頃 作品展示等 |
| 社会見学 | 2回 |
| 新春歩こう会 | 令和4年1月 市街地の神社巡り |
| 文化講座 | 20回程度 |
| 緑のカーテン事業 | 初夏～秋 |
| 公民館だよりの発行 | 12回 |

(3) 福祉部会

| | |
|--------------|-------------------|
| 健康と生活講座 | 2回 |
| 高齢者福祉施設視察研修会 | 1回 |
| 長寿をたたえる集い | 秋 |
| 一人暮らしお楽しみ会 | 11月～12月 |
| 友愛訪問事業 | 令和4年1月（90歳以上の高齢者） |
| 地域児童福祉教育 | 第二小児童対象 6回程度 |
| 敬老の日・長寿祝い贈り物 | 敬老の日前後（85歳以上の高齢者） |
| 高齢者サロン運営補助事業 | 運営費補助（なかよし桜会） |
| 命のカプセル事業 | 随時 |

(4) 自治会部会

| | |
|-------------|---------------|
| 防犯・防災講演会 | 1回 |
| 防犯灯設置工事 | LED防犯灯10基程度 |
| 掲示板設置工事補助事業 | 随時 |
| 自主防災事業 | 防災訓練、防災倉庫保守 |
| 単位自治会活動費の交付 | 単位自治会の活動資金の確保 |

3. 松阪住民自治協議会連合会活動への参加・参画

- (1) 会議・イベント、分科会等への参加
- (2) 赤十字等各種寄付・助け合い運動への協力
- (3) その他連合会と市との協定事業への協力

第4号議案

令和3年度 第二地区まちづくり協議会 予算

収入

(単位：円)

| 科目 | 前年度決算額 | 本年度予算額 | 収入内容 |
|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 繰越金 | 441,597 | 548,554 | |
| 会費 | 147,800 | 420,000 | 1400世帯×300円 |
| 連合会交付金 | 2,002,000 | 2,001,000 | |
| 連合会自治会交付金 | 8,849 | 3,200,000 | |
| 助成金 | 448,200 | 468,000 | 社会福祉協議会 |
| 事業参加費 | 31,500 | 253,000 | 公民館参加団体保険料負担金など |
| 雑収入 | 9 | 446 | 預金利息等 |
| 収入合計 | 3,079,955 | 6,891,000 | |

支出

(単位：円)

| 科目 | 前年度決算額 | 本年度予算額 | 収入内容 |
|--------|-----------|-----------|-------------------|
| 活動費 | 1,375,717 | 5,443,000 | 各部会活動費 |
| 総務広報部会 | 553,042 | 143,000 | |
| 公民館部会 | 343,562 | 828,000 | |
| 福祉部会 | 183,977 | 833,000 | |
| 自治会部会 | 295,136 | 3,639,000 | 本年度は広報配布事業等の経費を含む |
| 事務局経費 | 1,155,684 | 1,088,000 | |
| 人件費 | 618,825 | 600,000 | 事務員賃金 |
| 会議費 | 3,900 | 218,000 | 役員手当、費用弁償等 |
| 消耗品費 | 68,743 | 52,400 | 事務用品・消毒液ほか |
| 備品購入費 | 379,150 | 100,000 | |
| 雑費 | 85,066 | 117,600 | 新聞代、通信費、プロバイダ料ほか |
| 予備費 | 0 | 360,000 | |
| 支出合計 | 2,531,401 | 6,891,000 | |

第5号議案

第二地区まちづくり協議会規約の改正について

第二地区まちづくり協議会規約を次のとおり改正する。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第二地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行う持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、愛宕町、茶与町、南町、春日町、長月町、平生町、五十鈴町、挽木町、プレシャスシティ松阪、垣鼻2区、垣鼻3区、垣鼻4区、吉野町の各自治会（概ね30世帯以上の住民が参加する包括的に住民活動を行う地縁団体をいう。）の活動区域（以下「第二地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市垣鼻町633番地 松阪市第二公民館に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯、防災、交通安全等に関する事業
- (2) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (3) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (4) 住環境整備に関する事業
- (5) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業

- (6) 産業振興に関する事業
- (7) 地域住民の交流又は連帯に関する事業
- (8) 地域の団体育成に関する事業
- (9) 地域計画の策定及び推進に関する事業
- (10) 生涯学習その他の公民館活動の推進に関する事業
- (11) その他地域づくりに関する事業

2 松阪市地域づくり組織条例（令和 2 年松阪市条例 55 号）第 6 条第 2 項の基本協定が締結された場合は、前項の事業に、この協定に関する事業を加えるものとする。

（構成員）

第 6 条 協議会の構成員は、第二地区に居住する住民及び第二地区で活動する自治会その他の各種住民活動団体とする。

（組織）

第 7 条 協議会は、総会、運営委員会、~~常任委員会~~及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

~~3 協議会に監査を置く。~~

第 2 章 役員

（役員の種類）

第 8 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 事務長 1 名
- (4) 会計 1 名

（役員の職務）

第 9 条 協議会の役員は、次の職務に当たる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長は、協議会の運営、**出納事務**及び活動に関する事務を総括する。

(4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(監事)

第 10 条 協議会に監事 2 名を置く

2 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員及び監事の任期)

第 11 条 協議会の役員及び監事の任期は 2 年とする。

2 補欠により選出された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び監事の決定)

第 12 条 協議会の役員及び監事は、総会に諮り決定する。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は 60 名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第 15 条 通常総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員の 5 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 構成員の 20 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その請求があった日から 60 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 20 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議決は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の議決において会長は、やむを得ない事由により代議員を招集できないと認めるときは、議決を要する事項をあらかじめ代議員に書面で通知し、代議員が書面の提出により表決する方法によって決することができる。この場合、第 17 条の総会の成立は、提出された書面の数だけ代議員の出席があったものとして判定する。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。

(2) 規約の改廃の決定に関すること。

(3) 地域計画の決定に関すること

(4) 役員の決定に関すること。

(5) その他必要と思われる事項に関すること

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第 4 章

(運営会議委員会の構成)

第 22 条 運営会議委員会は、第 8 条の役員並びに第 25 条の部会の委員、及び地域内の自治会長、~~老人会長~~、民生児童委員、教育・文化・体育・福祉などに関する団体から選ばれた代表者等並びにボランティア代表をもって構成する。

2 運営会議委員会の委員は、第8条の役員及び公民館長が協議の上、が推薦し、会長が選
任する。

3 運営会議委員会の委員の定数は ~~30~~20 名以内とする。

(運営会議の招集と議長)

第23条 運営会議委員会は、会長がこれを招集する。

2 運営会議委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営会議委員会の審議事項)

第24条 運営会議委員会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項。

~~(4) 公民館長及び部会の役員を選任に関する事~~

(4) 各部会の事業計画及び予算に関する事。

(5) 各部会の実績及び決算に関する事。

(56) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第5章 その他の会議

~~(常任委員会の構成)~~

~~第25条 常任委員会は、第三地区まちづくり協議会役員、公民館長、各部会代表で構成す~~
~~る。~~

~~2 委員長は、常任委員の中から選出する。~~

~~3 常任委員の定数は18名以内とする。~~

~~(常任委員会の招集と議長)~~

~~第26条 常任委員会は、委員長が招集する。~~

~~2 常任委員会の議長は、委員長がこれに当たる。~~

~~(常任委員会の役割)~~

~~第27条 常任委員会は、次の事項を調整及び審議し、運営会議に諮る。~~

~~(1) 各部会の事業計画及び予算に関する事。~~

~~(2) 各部会の実績及び決算に関すること。~~

~~(3) その他協議会又は部会の運営に関すること。~~

(部会の構成)

第 ~~28~~25 条 協議会に次の部会を置く。部会は第二地区の各自治会長、民生児童委員、~~老人~~会代表及び PTA 代表表各種団体代表及びボランティア代表等で構成する。

- (1) 公民館部会
- (2) 福祉部会
- (3) ~~防犯~~防災自治会部会
- (4) 総務・広報部会

2 各部会は、各部会を構成するものの中から互選により各部会の長を推薦し、これを会長が任命選出する。

(部会の役割)

第 ~~29~~26 条 部会は、第 2 条の目的を達成するための事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他部会運営に関すること。

第 6 章 会計及び監査

(経費)

第 ~~30~~27 条 協議会の経費は、各自治会負担金、寄付金、市交付金及びその他の収入をもつて充てる。

(会計年度)

第 ~~31~~28 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 ~~32~~29 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員より帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認

めなければならない。

(監査)

第 ~~33~~30 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(委任)

第 ~~34~~31 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 23 年 12 月 4 日から施行する。

(権利等の承継)

2 第二地区住民協議会設立準備会に係る一切の権利、財産等は、第二地区まちづくり協議会が承継するものとする。

附 則

1 この規約は、平成 27 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 第二地区自治連合会の事務、書類等は、協議会が承継するものとする。